所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１１月１２日　津地方法務局四日市支局　登記官　東山　匡

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第１９０３－２０２６－０００６号	四日市市東新町１０８５番２
第１９０３－２０２６－０００７号	四日市市東新町１０８７番２